

犯罪被害にあわれた方・ご遺族の方へ

見舞金・助成金のご案内

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギユっとちゃん」犯罪行為により被害にあわれたご本人やご遺族に見舞金等を給付します。
(令和6年(2024年)4月1日以降に発生した犯罪被害が対象です。)

1 対象となる犯罪

人の生命または身体を害する罪にあたる行為

※日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われたもの。

※警察へ被害届が提出され、被害が認知された犯罪であること。

2 見舞金等の種類・給付額・対象者

①遺族見舞金	40万円	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族 (※1)
②重傷病等見舞金	20万円	犯罪行為により重傷病を負った方 (※2)
③転居費用助成金	20 ^(上限) 万円	上記の見舞金に該当する方のうち、犯罪行為により従前の住居に居住することが困難になった方

※1 配偶者(事実婚・パートナーシップ含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※2 ア. 1カ月以上の加療かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断された傷害または疾病

(精神疾患の場合は、1カ月以上の加療かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの)

イ. 監護者性交等罪、監護者わいせつ罪(未遂含む)の被害者

3 住所要件

犯罪被害を受けたときにおいて、熊本市民であること (※1・2)

※1 遺族見舞金の場合は遺族、重傷病等見舞金の場合は本人であって、原則として住民基本台帳に記録されている者

※2 ただし、死亡した方が熊本市民であって、遺族が熊本県民であれば給付対象となる場合があります。

4 申請期限

犯罪被害を知った日から1年以内、かつ、発生から7年以内

【問い合わせ先・申請窓口】

熊本市 生活安全課 ☎ 096-328-2397

〒 860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所別館(駐輪場) 5階

☒ shiminseikatsuanzen@city.kumamoto.lg.jp

※制度の利用には、上記以外にも必要な要件があるため、申請前のご相談をお願いします。

詳しくは



見舞金制度の主なQ & A

Q1 具体的にどのような犯罪行為が対象となりますか？

A1 人の生命・身体を害する、刑法に規定する犯罪で、主なものとして殺人、傷害、性犯罪等が該当します。特殊詐欺や窃盗等の「財産に対する被害」、またはインターネットやSNS等における誹謗中傷などの「名誉に対する被害」などの被害者は対象となりません。

Q2 犯罪行為の事実はどのように確認するのですか？

A2 申請者の同意に基づき、事件捜査を担当する警察等に犯罪行為の認知に関する照会を行い、確認します。

Q3 交通事故による被害は、見舞金の給付対象となりますか？

A3 この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故は対象となりません。ただし、危険運転致死傷罪にあたる場合や、任意保険や自動車損害賠償保障法等の補償が受けられない場合は給付対象となります。

Q4 犯罪被害を受けた者が熊本市民であれば、その遺族や家族は見舞金の給付対象となりますか？

A4 犯罪被害を受けた方や、そのご遺族・ご家族で、実際に支援を受けようとする方が熊本市民の場合に、給付対象となります。ただし、遺族見舞金にあつては、ご遺族が熊本市民ではない場合でも、市外に居住する熊本県民であり、かつ、犯罪被害を受けた方が熊本市民であれば、給付対象となります。転居費用助成金にあつては、見舞金に該当する方であっても、犯罪被害を受けたときに熊本市民でなければ給付対象とはなりません。
なお、犯罪被害の場所が熊本市内であるかどうかは問いません。

Q5 犯罪被害であれば、必ず見舞金の給付を受けることができますか？

A5 次の場合には、給付対象とならない場合があります。

- 犯罪被害が発生時に、被害者または第1順位遺族と加害者との間に親族関係(事実婚・パートナーシップ含む)があつたとき。※重傷病等見舞金を受けるべき者であつて18歳未満であつた者を除く。
- 被害者または第1順位遺族に、当該犯罪行為を教唆・ほう助する行為や誘発する行為、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- 被害者または第1順位遺族が、暴力団員や暴力団関係者であつたとき。
- 被害者またはその遺族と加害者との関係や、その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないときと認められるとき。

※ 転居費用助成金は、他の地方公共団体等から同種の給付を受けている場合は給付対象外となります。